

生徒心得

教養ある女性にふさわしい校風を作るため校則に従い個人が十分に自覚して、生徒としての本分を忘れず、自主的主体的活動を通して、誇りのある伝統をより一層盛り立てていこう。

1 学 習

生徒の本分は学習にある。常に真理を探求し、理知に富んだ冷静な態度と真剣さを校内にみなぎらせよう。

生徒は常に尊敬と謙虚な態度をもって接し、進んで指導を受け、思索により、自らの知性の向上に努めよう。

常に教室の整理、整頓に心掛けよう。

2 容姿・服装

常に生徒であることを念頭に置き、理想と誇りを持ち、清潔、簡素で生徒にふさわしい容姿、服装であるよう気をつけていこう。

(1)人間の品性は、おのずからその言葉・態度・服装に表われてくる。生徒は各自の品性をこれに表明するよう十分自覚すること。

(2)服装は本校所定の制服を着用し、常に見苦しくないよう留意すること。

3 礼 儀

目上の方に対しては敬意と謙譲をもって接し、友達に対しては友愛をもって接する礼節をわきまえた品位のある生徒であるよう心がけよう。

(1)下級生は上級生に対して尊敬と礼儀を怠ってはならない。また上級生は、下級生に対して模範となるように心掛け、お互いに親切と愛情をもって助けあい、謙虚な態度で接すること。

(2)来客があった場合、挨拶をすること。また在校生同士においても、登校、下校の際などに挨拶をすることが望ましい。

4 所 有 物

自己のものには個人個人が責任を持ち、公共物は特に取扱いに注意して使用するよう努めていこう。

(1)所有物には必ず記名しておく。また、貴重品及び金銭の携帯には特に注意し、必要に応じて、担任に預けることを心掛ける。

(2)携帯電話については規定を守るとともに、使用については十分注意する。

5 整 理

- (1)常に美しい校内で学習を行い、自己の向上に努めることができるように整理、整頓に留意して、美しい学校にしていこう。
- (2)掃除は心をこめて念入りに行う。

6 保 健

常に健全、明朗性をもって、日々の生活を営めるよう心掛けていこう。

- (1)生徒は積極的に各自の身体の保持増進に努めるとともに保健、衛生に十分留意し、健康で規則正しい生活を営むよう努力すること。
- (2)常に環境を清潔に保つよう心掛けること。

7 通 学

- (1)通学時や帰宅時には、学校周辺の方々の迷惑にならないように交通法規を遵守し、道路右側又はグリーンベルト内を歩くこと。
- (2)自転車通学をする生徒は、必ずヘルメットを着用し交通安全には十分に注意を払うこと。
- (3)公共の交通機関を利用する生徒は、規範意識を持って乗車すること。

8 校外生活

学校外においては特に、風紀上の問題に関して十分自覚のある行動をとり、計画を立て、規則正しい生活をする事。

- (1)アルバイトは原則、学業・部活動を優先とするため在学中は行わないものとする。ただし、やむを得ない事情により、アルバイトをしなければならない生徒は、担任に申し出ること。
- (2)夜間の外出は避け、やむを得ない場合は監督者の同行が望ましい。
- (3)校外における諸活動については事前に、学級担任に願い出て学校の許可を得ること。
- (4)家庭、学校ともに規律ある生活をし、勉学、家事、その他余暇の利用に努めること。

服装に関する規定

1 制 服

ジャケット・長袖ブラウス・リボン・ネクタイ・ベスト(ニットベスト)・スカートまたはスラックスを基本とする。校章は所定の位置(左襟)に必ずつける。

ジャケット・ベスト・スカート・スラックスの生地は、紺色サージとする。

指定のニットベストを着用してもよい。(登下校時にも可)

ジャケットは、襟をつめたり、袖丈・着丈を短くしたりしない。

スカート丈は、膝頭中央・膝頭が隠れる程度とする。

○春・秋季用(4・5・10月)

ジャケット・長袖ブラウス・リボン・ネクタイ・ベスト(ニットベスト)・スカートまたはスラックスを組合せ着用する。

○夏季用(6月～9月)

半袖ブラウス・スカートまたはスラックスを着用する。

① 夏用スカートまたはスラックスを作る場合の生地は、セルサージとする。

② 6月1日より9月30日の間、学校指定のポロシャツを着用してもよい。

③ 半袖ブラウスを着用する場合は、リボン・ネクタイを付けない。

○冬季用(11月～3月)

ジャケット・長袖ブラウス・リボン・ネクタイ・ベスト(ニットベスト)・スカートまたはスラックスを基本とするが、防寒のため、規定のセーター・タイツを着用してもよい。

セーターは、Vネックの平編み(薄手のメリヤス編み)を着用すること。

色は紺・黒の無地とする。セーターのみでの登下校はしない。

校内でのセーターのみの着用はこの期間内のみとする。また、袖や裾から過度にはみ出さないようにする。

○調整期間用

① 長袖ブラウス(リボン・ネクタイを含む)、または半袖ブラウス・スカートまたはスラックスを着用する。

② ベストは気温に応じて着用する。

③ 調整期間は衣替えの日の前後2週間を目処とする。ただし、地域での寒暖差もあるため、より柔軟な対応も可とする。

2 コ ー ト

冬季の登下校の際に防寒のためコートを着用する場合は、必ずジャケットの上に着用し、次の条件に合うものにする。

布地またはダウン素材のものとし、色は紺・黒・茶・グレーの無地とする。

コートの丈はジャケットの丈より長いものとする。但し、極端に長いものは着用しない。

パーカー等は着用しない。

3 ソックス

色は白・紺・黒で無地またはワンポイントとする。長さは、くるぶしが隠れること。
ライン入り、大きなワンポイント、レース地、フリル付きのもの、ニーハイソックスは着用しない。
儀式時等の際は、紺・黒のハイソックスとする。

4 ストッキング・タイツ他

色は黒・肌色とし、柄のないものとする。またタイツの色もこれに準ずる。ストッキング、タイツの上にソックスを履く場合は無地のものとする。ストッキングのみでの着用はしない。レッグウォーマーは着用しない。

5 通学用靴

ローファーを基本とする。スニーカー等で、高校生らしく華美でないものも可。踵の高さは4 cm以内とする。

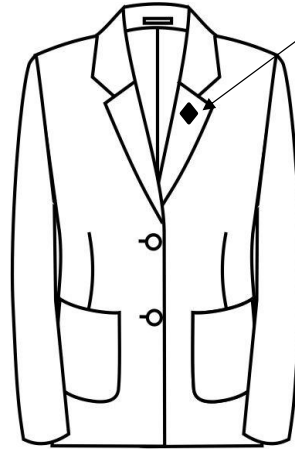
6 その他

髪型は高校生らしく清楚にすること。髪を変色したり、パーマをかけたりしない。
化粧・色リップ・マニキュア等はしない。日焼け止めの使用は可とするが、トーンアップ効果のあるものは使用しない。ただし、特別な理由がある場合は、相談すること。
装身具（指輪・ブレスレット・イヤリング・ピアス・ネックレス・ミサンガ・数珠等）を付けない。
通学用カバンは高校生らしく華美でないものとする。
儀式時等は身だしなみに特に留意する。卒業式については、最も厳粛な儀式であるため、黒のストッキング・タイツは着用しない。
登下校時は、11月1日より3月31日の間、防寒着（ウィンドブレーカー下）の着用してもよい。ただし、以下の2点を守ること。
・朝のSHRから帰りのSHRの間は、スカートまたはスラックスを着用すること。
・ウィンドブレーカー下とスカートと一緒に着用しないこと。
・スウェット素材は不可とする。
やむを得ず、規定以外のものを着用する場合は、「異装許可願」を提出する。

渋谷女子高校 制服



冬服コーディネート



校章

冬服ジャケット

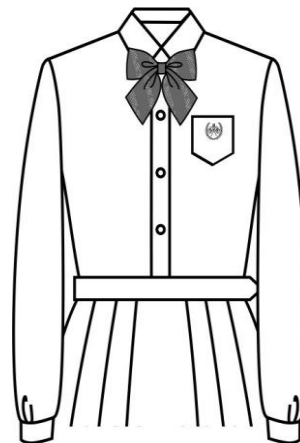


校章
(ジャケット未着用時)

長袖ブラウスとベスト



夏服コーディネート



長袖ブラウス

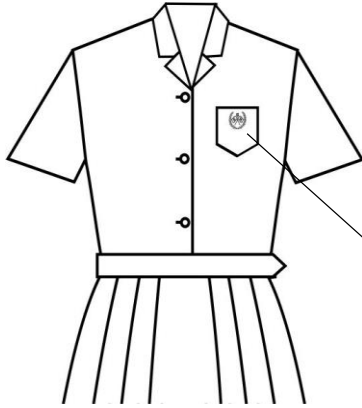


リボン



ネクタイ

渋川女子高校 制服



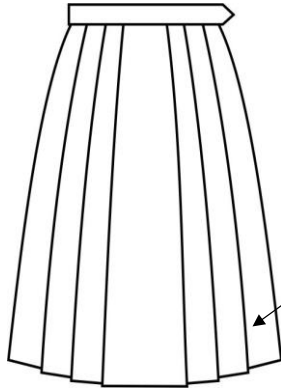
半袖ブラウス



半袖ポロシャツ

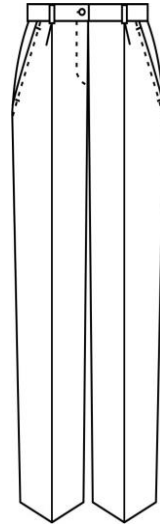


指定マーク



スカート

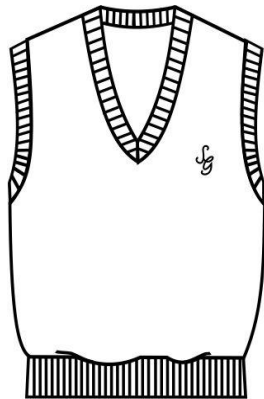
スカート丈は
ひざ頭中央とする



スラックス

スカートは冬季用と盛夏用の二種類あり
盛夏用素材はセルサージとする

スラックスはストレートとし
生地は冬季用制服と同じ



ベスト

ニットベストは
紺または白色で指定のもの
指定マーク入り



セーター

セーターは紺または黒色、
平織り、Vネックとする

携帯電話使用に関する規定

1 使用規定

- (1) S H R前までに電源を切り、電源を入れるのは放課後（清掃終了後）とする。但し、特別な理由がある場合にのみ、教師の許可を得て使用することができる。
- (2) 考査時に使用したり、携帯している場合は不正行為とみなす。
- (3) 携帯電話のメールやSNS等での不適切な使用はしない。

交通に関する規程

1 自転車通学に関する規程

- (1) 自宅から、学校または最寄りの駅・バス停までの距離が、原則として片道2 km以上のものに対して許可をする。
- (2) 自転車通学を希望する生徒は「自転車通学許可願」「交通事故防止宣言」を提出する。
- (3) 自転車通学許可生徒は学校指定のステッカーを自転車に付ける。
- (4) 自転車通学の際はヘルメットを着用する。

2 二輪車（バイク）運転免許取得に関する規程

※二輪車（バイク）は原動機付自転車（125cc以下）とする。

- (1) 二輪車（バイク）運転免許の取得は以下に示す条件を満たす者とする。
 - ①公共交通機関のない山間地からの遠距離通学など、登校に著しい支障をきたす者または、家庭事情により恒常的に家業の手伝いを必要とする者、あるいは、その他特別な事情がある者。
 - ②成績、学校生活、行動、出席状況が良好である。
 - ③学校長が必要と認めている者。
- (2) 取得手続き
 - ①免許取得を希望する者は、保護者とともに担任・学年主任等と相談する。
 - ②面談後、「バイク運転免許取得届」を提出する。
 - ③取得の時期は原則として長期休業中とする。※無断で取得した場合には特別指導を行うものとする。
- (3) 取得後の取扱
 - ①免許証の使用と保管については、保護者の責任において行う。
 - ②原則として、学校管理下（登下校・学校教育活動等）外の利用は禁止とする。
 - ③バイクの貸し借りは禁止とする。
 - ④二輪車安全協会等が主催する実技講習会に必ず参加する。
 - ⑤任意保険に加入していない車両の利用は禁止とする。
 - ⑥規則違反については特別指導の対象とする。

3 自動車免許取得に関する規程

- (1) 普通自動車免許の取得は、以下に示す条件を満たす者とする。
但し、大学等の進学内定者は、進学後の学習のため、できる限り学習を中心とし、進学先の夏季及び春季の休業を利用し取得することを勧める。
- ①成績、学校生活、行動、出席状況が良好である。
 - ②進路内定者で取得理由が明確である。
 - ③生徒が学校の定める免許取得説明会に出席し、「普通自動車免許取得届」および「誓約書」を提出し、承認を得た者。
 - ④本校卒業前に教習所を卒業した場合は、自主的に本校卒業の日まで教習所の卒業証明書類等を保護者にあずけ、免許は本校卒業後に取得する。
※但し、例外として家庭の事情等により学校長が必要と認める者についてはこの限りではない。
- (2) 取得手続き
- ①免許取得を希望する者は、学校の定める免許取得説明会に出席する。
 - ②説明会参加後、「普通自動車免許取得届」および「誓約書」を提出する。
- (3) 教習時期
- 原則、進路決定後、2月家庭学習期間とする。
※但し、家庭の事情等により、例外として学校長が必要と認める者についてはこの限りではない。
※無断で教習所に入所した場合は、特別指導を行うものとする。
- (4) 教習の際は、以下の点に留意すること。守られない場合は教習を中断する。
- ①教習中の服装・頭髪等は、高校生らしく清楚な服装とする。
 - ②本校卒業前までに教習所を卒業した者は、原則、教習所の卒業証明書類等の書類は保護者にあずけ、免許は本校卒業後に取得する。
 - ③例外として2月家庭学習期間以前に入所した場合、教習のための欠席・遅刻・早退は厳禁とする。
- (5) 取得後の取扱
- ①免許証の使用と保管については、保護者の責任において行う。
 - ②学校管理下（登下校・学校教育活動等）での使用は禁止する。
 - ③学校管理下外における利用は、緊急時等を除き、保護者が同乗する場合に限る。
 - ④任意保険に加入していない車両の利用は禁止とする。
 - ⑤不正使用や規則違反等については特別指導の対象とする。

附 則 この規程は平成27年度12月より施行する。

令和5年度10月16日改正

令和6年度10月18日改正

令和7年度11月11日改正